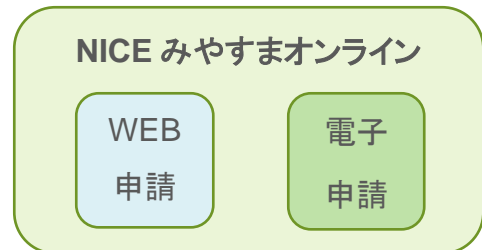


# -NICE みやすまオンラインについて-

従前の WEB 申請に加え、新たに電子申請が利用できるインターネット申請システムです。利用者登録後すぐにご利用いただけます。



## WEB 申請とは

従来の紙面による事前審査を、インターネット(WEB)を用いて行う申請方法です。補正等が完了した電子文書については紙に印刷し、持参もしくは郵送にて本申請を行います。

さらに、申請図書等に電子署名を付与する電子申請をご利用いただくと、ペーパーレス化を実現できます。

## 電子申請とは

すべて電子文書にて確認申請を行う申請方法です。上記の WEB 申請で補正が完了した申請図書等に電子署名をすることで、紙面での提出や図書への押印が不要になります。※

電子署名を付与された電子文書自体が、正本であり副本でもあります。電子文書にて長期保管しますので省スペース、書類等の経費が削減できます。

※ただし、一部の申請図書等(除却工事施工者の押印が必要な工事届及び浄化槽設置届等)は電子文書による提出ができないものもありますので、そのような申請図書等につきましては、それぞれの申請図書等に識別番号を記載し、押印の上、別途書面により提出していただく場合があります。

## WEB 申請と電子申請の違い

- WEB 申請・・・

補正終了後に最終の電子文書を紙に印刷し、押印した図書を窓口を持参もしくは郵送。

その後、確認済証の交付となります。

事前審査は電子文書で行い、本申請については紙での提出となります

- 電子申請・・・

補正終了後に電子署名した電子文書を送信。その後に、確認済証の交付となります。

事前審査から本申請までペーパーレスで、すべて電子文書での申請になります。

なお、交付する確認済証は紙に印刷したものを郵送します。

## Q & A よくあるお問い合わせ

### Q1.「NICE みやすまオンライン」は誰でも利用できますか？

当センターホームページより利用者登録を行うことにより、どなたでもご利用いただけます。  
詳しくは、当センターホームページの「NICE みやすまオンライン」マニュアル(建築確認)をご覧ください。

### Q2.利用(受付)時間に制限はありますか？

365日24時間ご来店不要で、いつでもどこからでもご利用いただけます。  
なお、業務時間外・定休日等にご申請の場合は、受付日は翌営業日となりますのでご了承ください。

### Q3.どのような物件でも利用できますか？

宮城県内の全ての申請を受付できます。  
ただし、建築確認申請については当面の間、建築基準法第6条第1項第4号建築物に限らせていただきます。電子申請の場合A2以上の紙により印刷しなければ内容を確認できない物件等につきましては、受付できない場合があります。  
また、消防同意物件につきましては、所管する消防署の都合により電子申請をお断りさせていただく場合があります。

### Q4.「NICE みやすまオンライン」利用時の費用はかかりますか？

年会費、入会費等システム利用の費用は一切かかりません。

### Q5.みやすまポイントは付与されますか？

付与されます。WEB申請で通常の3倍、電子申請は10倍の還元率となります。  
例) 通常の紙申請の場合:申請手数料1000円につき5ポイント(午前中は10ポイント)  
WEB申請の場合:申請手数料1000円につき15ポイント  
電子申請の場合:申請手数料1000円につき50ポイント

### Q6.「NICE みやすまオンライン」を利用した場合の手数料は変わりますか？

変更はありません。これまでの料金と同額で利用できます。

### Q7.電子署名とは何ですか？

電子証明書を利用した暗号技術により本人が作成したことを表し、改ざんの有無が確認できるような本人の秘密鍵で暗号措置された電子的な署名データです。  
申請書・設計図書に押印する印鑑に相当するものです。

### Q8.電子証明書の取得はどのようにすればよいですか？

当センターへ建築確認検査に係る電子申請を行うための「NICE みやすまオンラインシステム」専用の電子証明書を、セコムトラストシステムズ(株)の「セコムあんしんエコ文書サービス」を利用して発行します。  
電子証明書を取得するためには必要書類を当センターに提出してください。  
なお、セコムトラストシステム(株)のG-IDを取得済の方は「NICE みやすまオンライン」で使用できます。

## Q9.電子証明書の申請に必要な提出書類は何ですか？

ユーザー登録申請書+建築士免許証等が必要になります。

申請書は、①法人に所属する建築士の本人確認を当該法人が行う場合用(法人の実印と印鑑証明が必要)と

②建築士が本人確認する場合用(運転免許証等の本人確認書類が必要)の2種類があります。

いずれも、申請書への建築士本人の署名(自署)と建築士免許証の写しの添付が必要になります。

## Q10.電子証明書を発行すると登録料や手数料はかかりますか？

登録、利用、更新(5年ごと)に係る費用はかかりません。

## Q11. 電子証明書の有効期限はどのくらいですか？

登録後5年間有効です。継続して証明書が必要な場合は、新たな証明書を発行します。

有効期限満了の1か月前までに更新が必要か否かを確認させていただきます。

## Q12. 取得した電子証明書は他の確認機関等でも利用できますか？

「みやすまパブリック電子証明書」は「NICE みやすまオンライン」での使用に限ります。

他機関では利用できません。

## Q13.電子申請には誰の電子署名が必要ですか？

申請の際に押印が必要となる方すべての電子署名が必要です。

1. 建築主(申請書第一面の申請者を代理者とする場合は不要)
2. 設計者(設計者が複数の場合は全員)
3. 工事監理者(工事監理者が複数の場合は全員)

※代理者による電子申請は建築主からの委任状が必要です。委任状の写し(PDF)を提出してください。

## Q14. 構造適判の事前審査はどのようになりますか。

「NICE みやすまオンライン」の「その他申請」で行ってください。これまでどおり事前審査をデータで行い、本申請は紙での提出となります。

詳しくは、当センターホームページの「NICE みやすまオンライン」マニュアル(構造計算適合性判定)をご覧ください。

## お問い合わせ

一般財団法人宮城県建築住宅センター 〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-1-20

NICE みやすまオンライン関係:建築確認課 TEL 022-262-0401 構造審査課 TEL 022-262-3717

電子証明書関係: 事業管理課 TEL 022-262-1541